

## 附属機関等の見直しに伴う市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正について

### 1 趣旨

本市では、従来、地方自治法の規定に基づき、法律又は条例により設置する「附属機関」と、要綱等により設置する「附属機関に準ずるもの」を有していましたが、昨年度、附属機関等の見直しが行われ、「横浜市附属機関設置条例」及び「附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」が平成24年4月1日に施行されています。

本見直しにおいて、「附属機関に準ずるもの」が、「附属機関」又は「懇談会」等に整理されていることから、市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正を行います。

### 2 市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正案（新旧対照）

現 行	改正案
<p><b>その他</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 各種委員会委員等について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附属機関及び<u>これに準ずる機関</u>については、審議内容、報告書及び答申等を必要の都度、速やかに正副議長、所管常任委員会等へ報告を求めることとする。</p> <p>(4項以下略)</p>	<p><b>その他</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 各種委員会委員等について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附属機関及び<u>その他の各種委員会</u>については、審議内容、報告書及び答申等を必要の都度、速やかに正副議長、所管常任委員会等へ報告を求めることとする。</p> <p>(4項以下略)</p>